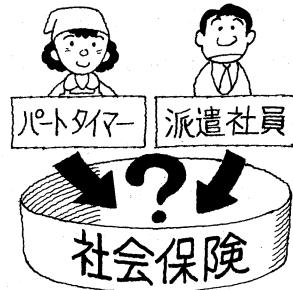


Q 社会保険の被保険者資格とは

社会保険はどのような人が加入するのでしょうか。また、パートタイマーや派遣社員なども社会保険に加入するのでしょうか。



正社員



●社会保険

雇用別人事三

社会保険とは健康保険や厚生年金保険のことをいいます。株式会社等の法人等で社会保険が適用される事業所に勤める人が、加入することになります。パートタイマーは、労働時間と労働日数に応じて、加入するかどうかが判断されます。派遣社員も雇用期間や労働時間等の実態をもとにして、派遣元で加入します。以下、詳細を説明します。

●社会保険に加入する人

社会保険には、主に民間企業で働く人やその家族の病気やけがなどに対して医療給付や手当金などの支給を行う「健康保険」と、民間企業で働く人および公務員、私立学校の教職員を被保険者として老齢・障害・死亡などに対して年金や一時金などの保険給付を行う「厚生年金保険」とがあります。健康保険・厚生年金保険に加入しなければならない人は、法律によって定められています。

ただし、健康保険法と厚生年金保険法は異なる法律であるため、本人の意思により任意に加入できる人については多少の違いがあります。

ここでは、法律の規定により加入が義務づけられている一般的な被保険者（加入者）を中心に解説していきます。

§ 13 社会保険に関すること

●一般の被保険者（法律の規定により加入しなければならない人）

(1) 被保険者となる人

社会保険に加入し、社会保険から給付を受けられる人を、被保険者といいます。健康保険・厚生年金保険の適用事業所に使用される人は、適用除外に該当する場合を除いて被保険者となります（健保3・35、厚年9・12・13）。この場合、強制加入を基本としています。

ただし、70歳以上75歳未満の従業員については、健康保険の被保険者にはなりますが、厚生年金保険の被保険者にはなりません（健保3、厚年9）。

また、被用者年金制度一元化法（平成27年10月1日施行）により、70歳未満であれば、国家公務員・地方公務員共済組合の共済組合員、私立学校教職員共済制度加入者は、厚生年金保険の被保険者となります（それぞれ2号、3号、4号被保険者）ので、厚生年金、共済制度間の移動は、被保険者種別の変更となります（厚年60）。

なお、「適用事業所に使用される人」には、次の人も含まれます。

① 会社等法人の代表者、理事、取締役等

会社の代表者等は、一般的には法人に使用されている人とは解されません。しかし、健康保険・厚生年金保険の適用に関し、法人から労働の対償として報酬を受けている人は、その法人に使用される者として、被保険者となるとされています（昭24・7・28保発74）。

② 試用期間中の人の

期間の定めのない契約や長期の予定で雇用された人は、当初の一定期間が試用期間であっても、雇用された日から被保険者となります（昭13・10・22社庶229）。

memo

事業所の中には、新規に採用した従業員を就業規則に定められた試用期間終了後に社会保険に加入させているケースがありますが、このような取扱いは違法となります。後になってこのような事例が発見された場合には、原則として当初の入社日に遡って被保険者となります。

③ 休職中の人の

休職中で就業規則や賃金規程の定めにより賃金の支払いがなされていない場合でも、雇用関係が継続している間は、健康保険・厚生年金保険ともに被保険者となります。

(2) 適用除外となる人（被保険者とならない人）

§ 13 社会保険に関すること

健康保険・厚生年金保険の適用事業所に使用されている人でも、次のような人は適用除外となります（健保3、厚年12）。

① 日々雇い入れられる人

日々雇い入れられる人は、通常は被保険者とはなりません。

ただし、1か月を超えて引き続き使用されるようになったときは、1か月を超えた日から被保険者となります。

② 2か月以内の期間を定めて使用される人

2か月以内の期間を定めて使用される人は被保険者とはなりません。

ただし、定められた期間を超えて引き続き使用されるようになったときは、2か月を超えた日ではなく、その定められた期間を超えた日から被保険者となります。

例えば、45日間の期間を定めて使用されていた人が、46日目以降も引き続き使用される場合には、46日目から被保険者となりますので注意が必要です。

③ 所在地が一定しない事業所に使用される人

所在地が一定しない事業所とは、例えば、演芸の興行などのように日本全国を巡回しているため所在地が一定しないという事業所のことをいいます。このような事業所の場合、一定の期間で事業を行う場所が変わり、社会保険の適用を行うことが実務上困難であるため、使用する期間にかかわらず適用除外となります。

④ 季節的業務に使用される人

季節的事業とは、清酒の製造、製茶、製氷、水産品の製造等の季節的に行われる業務のことをいいます。

ただし、季節的な業務に使用される人でも、当初より継続して4か月を超えて使用される見込みがある場合には、当初から被保険者となります。

⑤ 臨時的事業の事業所に使用される人

臨時的事業とは、例えば博覧会のように、臨時的で、相当期間継続する見込みがない事業のことをいいます。

ただし、臨時的な事業に使用される人でも、当初より継続して6か月を超えて使用される見込みがある場合には、当初から被保険者となります。

⑥ 事業所に使用される者であって、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律2条に規定する通常の労働者（以下「通常の労働者」といいます。）の1週間の所定労働時間の4分の3未満である同条に規定する短時間労働者（以下「短時間労働者」といいます。）ま

§ 13 社会保険に関すること

たはその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者に該当し、かつ、aからdまでのいずれかの要件に該当するもの

- a 1週間の所定労働時間が20時間未満であること
- b 当該事業所に継続して1年以上使用されることが見込まれないこと
- c 報酬（最低賃金法4条3項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除きます。）について、厚生労働省令で定めるところにより、22条1項の規定の例により算定した額が、8万8,000円未満であること
- d 学校教育法50条に規定する高等学校の生徒、同法83条に規定する大学の学生
その他の厚生労働省令で定める者であること

●厚生年金保険の任意単独被保険者

厚生年金保険の適用事業所以外の事業所に使用される70歳未満の人は、次の二つの要件を満たした場合には任意単独被保険者となります（厚年10）。

- ① 事業主の同意を得ること
- ② 厚生労働大臣の認可を受けること

雇用別人事二七

パートタイマー



パートタイマーの社会保険への加入は、「常用的な使用関係があるか」どうかで判断されます。

常用的な使用関係があるかどうかは、当該パートタイマーの労働時間、労働日数、雇用される期間、業務内容等を総合的に勘案して判断されます。平成28年10月からは、次のいずれの要件をも満たす場合に常用的な使用関係にあるとして取り扱われています。

- ① 1週間の所定労働時間が、当該事業所で同種の業務に従事する通常の労働者の4分の3以上であること
- ② 1か月の所定労働日数が、当該事業所で同種の業務に従事する通常の労働者の4分の3以上であること

また、平成28年10月から、次の五つの条件を満たす短時間労働者については、厚生年金保険・健康保険が適用されることになりました。

二八〇

§ 13 社会保険に関すること

〈適用拡大の5要件〉

- ① 501人以上の企業（特定適用事業所）に勤めていること
- ② 週の所定労働時間が20時間以上あること
- ③ 賃金の月額が8万8,000円（年収106万円）以上であること
- ④ 勤務期間が1年以上見込まれること
- ⑤ 学生でないこと

アルバイト



通常、アルバイトは短期間の臨時的な雇用となります。健康保険・厚生年金保険とも、日々雇い入れられる人や2か月以内の期間を定めて使用される人等は、適用除外とされています（健保3①二、厚年12一）。このため、短期間のアルバイトの場合は通常、健康保険や厚生年金保険の一般の被保険者とはなりません。

ただし、名目がアルバイトであっても、雇用期間、労働日数、労働時間、就労形態、業務内容等を総合的に勘案し、「常用的な使用関係がある」と判断されれば、社会保険に加入することになりますので注意が必要です。

常用的な使用関係があるかどうかの判断の基準はパートタイマーの場合と同様です。

また、平成28年10月からの適用拡大の加入要件は、パートタイマーと同じです。

一般的の被保険者とならない場合でも、適用事業所に使用される日雇労働者に該当する人は健康保険の「日雇特例被保険者」となります（健保3②）。

派遣社員



派遣社員は派遣元企業に使用されている人となります。このため、派遣元企業の社会保険に加入することになります。

社会保険の被保険者となる基準は、正社員の場合と同じです。

このため派遣社員でも一般的には、次の条件を満たす場合には、社会保険に加入することになります。

- ① 原則として2か月以上の雇用期間であること
- ② 所定労働時間および所定労働日数が、通常の労働者の4分の3以上であること

§ 13 社会保険に関すること

被保険者となった場合の被扶養者の範囲や生計維持要件、保険料等については、正社員の場合と同じです。

高齢者の場合

(1) 厚生年金保険の高齢任意加入被保険者

厚生年金保険の被保険者となるのは70歳に達するまでとなっています(厚年9)。高齢任意加入被保険者制度は、厚生年金の適用事業所で使用されている人で、70歳になっても老齢年金の受給資格期間を満たしていない人が、厚生年金保険に任意加入できる制度です。

高齢任意加入被保険者になるための要件 (厚年附則4の3①)

- ① 適用事業所に使用されていること
- ② 70歳以上であること
- ③ 老齢基礎年金、老齢厚生年金等の老齢・退職を支給事由とする年金給付の受給権がないこと
- ④ 実施機関に申し出ること

雇用別人事二七

(2) 厚生年金保険の高齢任意単独加入被保険者

高齢任意単独加入被保険者制度は、厚生年金保険の適用事業所以外で使用されている人で、70歳になっても老齢年金の受給資格期間を満たしていない人が、厚生年金保険に任意加入できる制度です。

高齢任意単独加入被保険者になるための要件 (厚年附則4の5①)

- ① 適用事業所以外の事業所に使用されていること
- ② 70歳以上であること
- ③ 老齢基礎年金、老齢厚生年金等の老齢・退職を支給事由とする年金給付の受給権がないこと
- ④ 事業所の事業主の同意を得ること
- ⑤ 厚生労働大臣の認可を受けること

二八二

その他の

●日雇労働者の場合

健康保険の適用事業所に使用される日雇労働者は、日雇特例被保険者として健康保険に加入します（健保3②）。

日雇労働者となる人（健保3⑧）

- ① 日々雇い入れられる人（1ヶ月を超えて引き続き使用される人を除く）
- ② 2ヶ月以内の期間を定めて使用される人（定められた期間を超えて引き続き使用される人を除く）
- ③ 季節的業務に使用される人（当初より継続して4ヶ月を超えて使用される見込みがある人を除く）
- ④ 臨時的事業の事業所に使用される人（当初より継続して6ヶ月を超えて使用される見込みがある人を除く）

雇用
別人
事
二七

ただし、次に該当するとして厚生労働大臣の承認を受けた人は、日雇特例被保険者にはなりません（健保3②ただし書）。

日雇特例被保険者にならない場合（健保3②ただし書）

- ① 引き続き2ヶ月間に通算して26日以上使用される見込みのないことが明らかであるとき
- ② 任意継続被保険者であるとき
- ③ その他特別の理由があるとき

●退職者の場合

会社を退職すると、健康保険と厚生年金保険の被保険者資格を喪失します（健保36二、厚年14二）。健康保険では、資格を喪失する前に、継続して2ヶ月以上被保険者期間がある場合には、退職後も引き続き2年間は、任意継続被保険者として個人で健康保険の被保険者となることができます（健保3④・38一）。任意継続被保険者の保険料は、全額自己負担となります（健保161）。

一
八
二
フ
一